

赤い羽根共同募金 地域(B)配分・小地域福祉活動事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤い羽根共同募金の目指す「じぶんの町を良くするしくみ」「地域をつくる市民を応援する共同募金」の活動指針に則り、中央市内各自治会活動による老人憩いの家やふれあい広場整備等を対象とした助成を行い、地域福祉の推進に寄与する事を目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、下記のとおりとする。

- ・老人憩いの家・公民館等・公会堂・集会場等整備事業(修理・備品購入等)
- ・子供の遊び場整備・修繕事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象経費の一部について交付するものとし、当該申請事業に対し他の補助金等の交付を受けている事業に関しては、他の補助金額を除いた額の9/10とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算(前年度募金実績)の範囲内で中央市社会福祉協議会長が定める額とし、一件あたり上限金額100,000円の範囲内で決定する。

(補助の制限)

第5条 基本的には補助金の交付は、過去10年間で赤い羽根共同募金配分金補助を受けた自治会については、対象外とする。

(補助金の交付申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助金交付申請書に、次の書類を添付し、会長が定める期日までに会長に提出しなければならない。

- ①申請事業の目的及び内容
- ②収支予算書
- ③その他、会長が認める書類

(審査)

第7条 提出された申請は、審査委員会において審査をおこなう

当該予算件数を超える申請があった場合、赤い羽根共同募金家庭募金の協力比率等によって、決定するものとする。

(審査委員会)

第8条 会長は、中央市社会福祉協議会会長とし、この会を代表し会務を統括する。

2 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、委員は中央市社会福祉協議会副会長と中央市自治会長会会長とする。

(補助金の交付決定)

第9条 補助金の交付決定は山梨県共同募金会の決定を受け、次年度の4月に交付決定団体に文書をもって通知する。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業が完了した日から10日以内に、補助事業実績報告書に、次の書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- ①収支決算書
- ②領収書(写し)
- ③その他、会長が必要と認める書類

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する、